

昭和十一年六月二十二日發生
 同 六月二十九日解決

三、事業主側

(1) 名 稱

(2) 營業所在地

(3) 車庫所在地

(4) 事業主

(5) 事業の種類

(6) 資本金

(7) 企業系統

(8) 使用労働者数

長竹田槽店

京橋區新川町二丁目八番地

深川區龜尾町二十四番地

坂東區北砂町一丁目二百八十二番地

京橋區越前堀三丁目二番地

竹内義台

船舶運輸及自動車運送業

約五十万圓

十

二十一名(男) 内譯(船夫十一名、自動車運転者五名、
 船主一名、臨時自動車運転者一名、
 助手四名)

(9) 労働賃銀

船夫月給最高四十五圓 最低四十圓 平均四十二圓
 自動車運転者 最高九十円、 七十五圓、 七十五圓
 船主 二十五圓
 臨時自動車運転者 日給二圓

(10) 退職手当及福利施設の有無 何レモナシ

(11) 事業主、団体関係 東京船組組合

四、労働者側

(1) 爭議参加者数 十六名(船夫十一名、自動車運転者五名)

(2) 爭議参加者中組合加盟者数及其組合名

十六名 全日本労働總同盟 日本運輸交通労働組合 東京第三支部

(3) 應援団体名 全日本労働總同盟 日本運輸交通労働組合

五、爭議發生原因

糧記回漕店従業員間ニアリテハ近時海運及ハ頗ル好況ヲ呈シ
 當事業主モ亦之カ影響ヲ受ケテ相當ノ業績ヲ收メツ、了ルニ
 モ不為従業員ノ待遇ニ関シテハ未ダ何等ノ考慮ヲ拂ハヌカフ